

# 杉並区議会事務局交際費支出基準

(令和7年5月1日杉議会第124号)

(目的)

第1条 この基準は、杉並区議会と関係団体との良好な関係を維持し、円滑に区議会を運営するため、杉並区議会事務局の職員が、当該関係団体が行う総会、新年会及び懇親会等（以下「会合等」という。）に出席する際に交際費を支出することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支出の相手方)

第2条 支出の相手方は、原則として関係団体（区政に関係を有する団体で、杉並区議会議長交際費支出基準細目（令和2年3月19日杉議会第1255号。以下「基準細目」という。）別表第2に定めるもの。）とする。

(支出対象の会合等)

第3条 交際費は、次の各号に掲げるいずれかの場合に支出することができる。

- (1) 関係団体からの案内状又はこれに類する書類に基づき、当該関係団体が主催する会合等に職務として出席するとき。
- (2) 議長又は副議長の随行として関係団体の主催する会合等に職務として出席するとき。
- (3) その他、議長が特に必要と認める会合等に出席するとき。

(出席者の範囲)

第4条 出席者は、原則として事務局長及び事務局次長とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、杉並区議会事務局処務規程（昭和49年4月1日議長訓令甲第1号）第4条に規定する職員を出席者とするすることができる。

(支出対象人数)

第5条 同一の会合等について、交際費の支出の対象となる人数は、事務局長及び事務局次長の2人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(支出金額)

第6条 会合等に出席するときの交際費の支出金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案内状等に会費の記載がある場合又は主催者に会費の確認をした場合は、その額を支出する。ただし、支出する金額は、出席者1人当たり20,000円を限度とする。
- (2) 前号に規定する以外の場合は、基準細目別表第4のとおりとする。

(支出方法)

第7条 交際費の支出を受けようとする者は、区議会事務局交際費申請書（第1号様式）に関係団体等からの案内状又はこれに類する書類の写しを添付し、議長宛てに申請を行う。

2 議長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、適当と認めるときは支出金額を決定する。

3 出席者は、会合等出席後、領収書の写しを添付した出席報告書（第2号様式）を議長に提出する。ただし、領収書が発行されない場合は、領収書の写しの添付を省略することができる。

4 事務局次長は、交際費の支出に関し、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第78条第1項に定める資金前渡の方法により処理する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。

## 区議会事務局交際費申請書

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
申 請 理 由	
出席者職・氏名	
開 催 日	年 月 日（ ）
場 所	
会 費	@ × 人 = 円
備 考	
<p>議長 宛</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 _____</p>	
[備考]	

※案内状又はこれに類する書類等を添付すること。

## 出席報告書

団体名		
代表者		
会合名 (会場)		
開催日		
交際費		
領収書	<input type="checkbox"/> 添付あり(貼付のとおり)	<input type="checkbox"/> 添付なし(支出金額 円)

上記会合に出席し、区議会事務局交際費を支出したことを報告します。

年 月 日

議長 宛

出席者 職名 氏名

---

職名 氏名

---

職名 氏名

---

※出席者氏名欄は自署すること。領収書(写し)を以下又は裏面に貼付すること。